



○政府委員(坂元真一郎君) 今回御提案申し上げておりますいわゆるコロニーという総合福祉施設につきましては、私どもとしましては、法律案の中にもござりますよう、「独立自活の困難な心身障害者」というものを保護指導するということが目的でございます。したがいまして、従来の児童福祉施設なりあるいは精神薄弱者施設との差異は、その社会復帰といいますか、社会的自立といふことを目的としているかいか、その点が大きな差異にならうかと思います。申しますのは、従来の児童福祉施設等におきましては、いろいろな保護指導を施設内において加えておりますけれども、これはあくまでも社会復帰ということを目的といたとしているわけでございます。ところが、今回のコロニーにおきましては、社会復帰が目的であるけれども、現実問題としては、重度なるがゆえになかなか独立自活が困難であると、いわば社会的自立が困難であるというような対象の人をここで保護指導すると、こういうことに相なるわけでござりますので、在來の施設との大きな差異はその点にあるらうかと、かように思うわけでございます。

**○大橋和幸君** それで大体この区別がはっきりしてきたようではありますけれども、これはなかなか問題で、説明を聞いていると、なるほどそこには、なかなかこれはもうどちらに重点をおくかということでだいぶ変わってくると思いますね。だから今度こしらえるコロニーの問題に対しても、私はこの間うちからずっと質疑をしていく中でも、やはり基本的な態度とか、将来の展望とかいうものに對してまだ少しあいまいな点多いのじやないかというふうなことを実は心配をするわけであります。ですから、これはこの間質問したけれども、重ねてきょうもう一回この点を明らかにしていこうと思つたわけであります、通り一ぺんの——通り一ぺんと言つちやちょっと失礼ですけれども、局長のいまの説明だけでは、まだその点が明確になつてない。そういう点をもう少し掘り下げて、今度のコロニーにこれだけの資本を入れていいものをつくつてもらうというのスタートですから、私は、前回の質問にも強調いたしましたように、いままでの援護施設というようなお座なりのものになつちやいけない、そういうようなことが考えられる。案外今までの援護施設の中でもやはり職業訓練もやつたり、ある程度授産設備もやって、そしてもちろん社会復帰を願つておる中でも社会復帰できない人があつたわけでありますから、そこで、今度はいまおつしやるようすに特徴づけて、そういう人たちにも、社会との交流を保ちながら社会的な技能もつければ、運営もしていくのだということで、表面的にそれで一応筋が通つておるみたいですがれども、今までの援護施設そのものから見てみると、今度のものとの間には、もつともと基本的にいろんな問題を分離し、明確にしておかないと、結局今度のつくつてもらつたものが非常に魂が入らないものになるんではないかという心配もあるわけですが、運営のいかんによりますと、一つの何と申

ですか、確立した一つの政策があつて、悪いことばでいえば、そこにはうり込んで隔離をしていくんだということになつては、これはたいへんな問題ですから、これはもう少しいろいろ明確な答をいただきたいと思う。いまそれが無理にしてもら、私が二点について申し上げた問題は、将来の運営に非常に大きな問題となるところでありますから、厚生省としては、もう少しそういうことについて、何というか、基本方針と申しますが、そういうことに対してもひとつ思い切り明確にしていただきたい、こういうふうに思うわけです。されはもう大臣にお願いしておきたいと思います。それからこのコロニーの規模の問題、これもこの間ちょっとお話を申し上げたところであります。が、この千五百人収容という数字は、このコロニーの運営の観點から見まして、どの程度が適正であるかという検討から生まれた数字であります。か、その点をひとつお聞きしておきたいと思います。

○大橋和幸君 やはり私そのように聞いておるわけであります。これもこの間少し触れました。が、この重症障害児対策の上から見まして、どれだけの人をこのコロニー形式で措置していくのか、こういう観点からはまだほんんど問題にならない数字ではなかろうか。将来、このコロニー形式による対策の入所数は、この間の質疑の中にも地方立で二十カ所近くあると言つております。ですが、国立、地方立を含めてどのくらいにするのが適当であると思つていいれるのか。この間の質問の中では、重症の三割くらいが入所を希望しているんだというお話を聞いたんであります。それに対する予想だととか、見通し、こういうものはどういうふうに考えておられるか、これをひとつお聞きしておきたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 前回の委員会でも、大臣から御答弁いただきましたように、私どもとしましては、今回、高崎郊外の国立のコロニーを、いわばモデル的に初めての経験としてつくるわけであります。したがいまして、いまお話しのように、各都道府県単位で地方のコロニーといいうものが計画されつつございますが、そういうような国立、地方コロニーも含めまして、今後コロニーというものをどのような方向に持っていくかにつきましては、実は私どもまだ的確なる計画を今日現在持っております。はなはだこれは申しわけないと思います。と申しますのは、先般も大臣からお答えいたしましたように、やはり一つの計画をいたす場合には、どうしても最初からあまりに欲ばつた計画でものごとを進めるということよりも堅実にやつていく、しかも、わが国で初めてのこれはは例でございますんで、このお尋ねのコロニーの今後の運用の実績等を十分見ながら、また同時に、地方的なニードというものを十分勘案しながら、私どもとしましては、いまお尋ねの今

後の総合的な計画をどうものをを早急に立奏をいたしたい。したがいまして、結論から申し上げますと、はなはだ申しわけありませんが、今日現在において、今後のあるべきコロニーの姿あるいはその計画、こういうものについては、実は私ども自身まだ案を持っておりません。今後、こういうコロニーの運用の実績なりあるいは各方面の御意見などあり、そういうものを総合しまして、何らかをどういうものを研究していくべく場等をつくり上げながら、そういう総合的な将来の計画をどうものをを早急にまとめていきたい、かよう思つておるわけでござります。

考えであるか。その職員の養成確保とか、処遇についてはどうお考えになるか。この入所、その人たちの処遇方法と、また、そこで働いていく人たちの様子を詳しく御説明いただきたいと思います。

○政府委員(坂元貞一郎君) 五百五十名の方を当  
初入所いたさせますが、私どもとしましては、大  
体一つの基本的な考え方といたしましては、職員  
の数等は大体二対一、いわゆる入所者に対し職  
員が二対一の職員の割合ぐらいで今後職員の配置  
を考えていきたい、また職員の確保も考えていいき  
たい、こういう考え方を持っております。したが  
いまして、これは四十六年度予算以降の問題にな  
りますんで、そういうような基本線で今後予算の  
獲得に努力をいたしたい、かよううに思つてゐるわ  
けであります。

それから入所者の処遇方法でございますが、こ  
れはやはりここに入ります方々の障害程度なり能

らい費用がかかるのか。これはもうお話を済んでおるかもしませんが、私、ちょっとこれを伺いたいと思います。

○政府委員(坂元貞一郎君) 明年度の初めから五百五十人の者を対象として入所させるわけでありたいと思います。

ますが、もし、これをヨロニー懇談会等の御意見のように、いわば最終目標としての千五百名といふようなところまで持っていくということにいたしますならば、私どもの試算によりますと、大体六十億から七十億ぐらいの総経費がかかるのじゃなかろうか、かように考えております。そのうち、すでに御存じのように、二十七億ぐらいはすでに予算化され、実施されているわけでありますが、大体そういうものを含めまして七十億近くの経費が必要いやなかろうか、かようと思つておるわけであります。

いうものがやはりこの施設を運営するについての一番のやはり基本問題だろうと、私どもはかううに思います。中に入られるいわゆる入所者の処遇がうまくいくかどうか、やはりこれは職員の方々の働きぐあいいかんによるわけでありますので、

こういうところで働いていたぐ職員の方の労働条件、勤務条件、それから給与、そういう方々の待遇につきましては、現在の社会福祉施設等で見られているよりも、もとと上位の待遇をいたしました。少なくとも、従来、重度なりあるいは重症心身というようなところで働いておられる職員の方がおられます。が、そういう職員の方とやはり遜色のないような、場合によりましたら、それ以上の待遇もせざるを得ない。こういうことも出てまいりますかと思ひますので、一つの考え方としましては、そういう在來の重度なり、重症心身施設の職員の方と遜色のないように、あるいはそれ以上の待遇をしていく、こういうような基本線で臨みたいたいと思っております。

それから、ここで働いていただく職員の方の確保でございますが、とりあえず明年度は五百五十分人に対応する職員数が必要になりますが、この職員数の一部は、実は本年度中にいわば基幹要員的な方を入れる予定にしております、若干の方であります。そういう方は、各公立等からできるだけ交流という意味で割愛をしていただくといふことが一つと、それから明年度になると、いわゆる保母さん等につきましては、新卒の方が相当出てまいりますので、そういう新卒の方を相当入れまして、そして今年度中に入れます基幹要員のもとにおいて、いわゆる監督者の立場の職員ど、いわゆる初任者的な職員とをうまくチームワークを持たせながらやっていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大橋和孝君 いま局長の説明を聞くと、ちよつとびっくりするのですが、まず養成確保という面について、あちらからこちらから交流するということですが、いま、ほかで余っているのであれば交流もあるほどということわかるわけですが、どここの施設でも人手がなくて困っている時期でございますね。これは、もしそういうふうなことを局長のほうで考えておられるとして、少しぐらい割愛してもらうとしても、割愛できるような状態のところが相当あるわけですか。こういう

ことを一点聞いておきたい。  
それからもう一点、このコロニーでも養成する  
ということは、この間の御説明の中でもあります  
たけれども、やはりこういう職員の養成というも  
のはもつと抜本的に考えて、養成をすぐやれるよ  
うながまえですね。もう少し増員するなり、ある  
いはまた、既存の教育機関があるわけですが、  
そういうところとも具体的にどういうふうにする  
かということなんかがなくてはいかぬのじやない  
か。それと、いまの監督的な者と、それからいろ  
いろな人と分けていかれることは、なるほどと私  
どもも納得がいくわけあります、それを割愛  
してもらおうということになると、どういうところ  
から割愛できるのか、私はちょっと了解に苦しむ  
わけであります。

それから専遇の問題は、それ以上に専遇するといわれるが、やはりこれは公務員のベースよりも何か特別のランクを考えられる意図があるのか。あるいはまた、今度のこれは特殊法人になられるわけですから、特殊法人ではどういうふうな形の給与規定を設けられるか。そういうようなことはもう具体的に考えておられるのかどうか。そういう点も伺っておかないと、これは通り一ぺんのよう以上にするということでは、どうも納得いかないのですが、基本的にはそういうことも御配慮済みでしたらちょっと……。

どもとしましては、できる限りいわゆる新卒の方をとつていくことが一つの基本にならうかと思いますが、しかしながら、やはりこういう重度の方をお世話するわけでありますので、やはり熟練された方々がある程度やはり必要になつてまいりうかと思いますので、そういう経験者の方は、私どもの例から言いますと、たとえば国

立の施設等から一部父業というような意味も含みまして出していただくようにいま話し合いを進めております。もちろん大橋先生お尋ねのよう、どこでも不足している職員でございますので、な

かなかスムーズにはいかぬのじやないかといふ御意見はよくわかるわけであります、私どもとしては、今後、養成計画というものについてはこのコロニー自身も、法律案に書いてございます。ように、一つの養成機関を設けると、そしてそれを早急に発足させたいと思っておりますので、それまでの期間は、やはりいろいろなところからある程度協力をしていくたゞくような方向で話を進めたい、かよう思つております。

それから職員のほうの給与面等の待遇であります、いま仰せのように、特殊法人でござりますので、その点は国家公務員よりも給与ベースというのが高くなつております。すでに予算的にもそのような予算の計上をしております。大体一五%から二〇%近くの給与額になつております。国家公務員に比べまして、それだけ高いベースで予算を計上しておりますので、このような方向で、四十六年度以降も職員の給与面等についての待遇は、できる限り公務員よりも高いベースで事を運んでいくよう努力をいたしたい。かよう思つておるのでござります。

○大橋和季君 できるだけ早い機会にこのコロニーでも職員養成をするということ、これは非常によろしいと思いますが、これはもうスタートとともにではなく、この職員養成ということはもと先に考えなければいけぬ。本末が反対になつておるよう思つ。これから考えますということでは、もう職員確保にならないですね。それから私が一番心配しますのは、国がこういう施設のつりばなものを作ることには、今までの国立の職員の中から熟練者を抜いてくるのだ、こういう考え方は、非常に安易な方法ではあらうと思うけれども、これは非常に混乱を来たすものになると思うのですね。これはあなたもおっしゃるとおりに、特殊法人だから公務員ベースよりは一五%アップしておるから來い来いということになれば、これは非常に困ることになりますね。ですから、その基本的な考え方があるかということをいま強調しておる。もっと基本的に、そういうような問題はいろ

いろ立ていかぬといかぬと思うわけです。それがないとよけいに混乱を起こすことにもなると思ふので、そういうことをもう少し厚生省ではやつてもらいたいという気持ちを初めから私は持つてこの質問をしておるわけあります。この問題についても、ひとつあとから大臣の御決意を聞こうと思うのですが、そういうことも含めてもつときつとしたものを先につくつてもらいたい。それからそれが他に悪影響を及ぼすようなことはさらさらないという基本的な問題をとらえておいてもらわないといけない。これはなかなかむずかしいことでありますけれども、少なくとも、国がこういう問題に取り組んでいく場合には、そういうことは非常に重大なことだと思うわけです。こういうことは聞いておるうちに出てくることですけれども、そこが非常に私は本末が転倒しておるようにも思えるので、今後、こういう問題に対しても、特に一ペん厚生省では念を入れて基本的なものを考えてもらいたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 確かに、いま先生由されましたように、私どもが意見をちようだいして対してコロニー式のものを考えられるのかどうなのか、こういうことを伺つておきたい。  
五百五十名という、いわば一部の対象者についてだけ解消をいたすということに相なつたのは、やはり問題としましては重度精薄等の数が非常に多い。肢体不自由関係よりももつと重度精薄のほうの数が非常に多いというようなことが一つと、それからもう一つは、いわゆる肢体不自由につきましては、このような形のコロニーというような施設にはほ終身に近い長期間の収容ということができるかどうか。確かに、まだごく一部の方面に少しこの点については意見の食い違いがあるようでござりますので、そういうような点も考慮に入れまして、明年度は、いわゆる重度の精薄、それと精薄と肢体不自由の複合併障害というものを対象にいたしますて、この重度肢体不自由につきましては、これからもう少し各方面の意見なり、また私ども自身もそこらを掘り下げて検討いたしてみまして、今後五百五十名を逐次ふやしていくわけでありますので、そういうようなときに、もし結論が一本にまとまりますならば、重度肢体関係もこの対象にしていくような方向で考えてまいりたい、こういうふうに思つております。  
○大橋和孝君 これもひとつ十分配慮していただきたい問題点だと思います。

いの食費相当額というふうに言われているようではあります。残りは全部国庫で負担するのであるかどうか、これをちょっと聞いておきたいと思います。

それから、地方団体立のいわゆるコロニー、この公費の負担区分はどうなつておるか。この二点をちょっと聞かしてください。

○政府委員(坂元貞一郎君) このコロニーといわれる総合福祉施設に入所される方々の費用負担につきましては、いま先生申されましたように、いわゆる食費に該当する費用だけを徴収をするというたてまえに相なつております。そこで、それ以外の食費を除いた費用はすべて公費負担といふことに相なるわけでございます。その公費負担の負担割合は、国が十分の八、それから残りの十分の二は当該都道府県、こういうような負担割合になることになつております。

○大橋和孝君 そうすると、地方の公共団体でも同じように考えられていいわけですね。やはり食費は負担をして、国が十分の八と、それから府県が十分の二と。それは地方の公共団体も同じなんですね、国と。

○政府委員(坂元貞一郎君) いま申し上げました負担割合と同じ負担割合でございます。

○大橋和孝君 私は、これは公費負担で国庫がやるようと考えておつたのですから……。その十分の二というのは、これは地方からここに入れれた場合に、地方にそれをみな振り向けるわけですね。

○政府委員(坂元貞一郎君) 在来の児童福祉施設等に入所される方のいわゆる費用問題につきましては、いわゆる措置費といっておりますが、委託押しなべて言います。そういう費用は、大体持つて、残り十分の一を市町村が持つ。これは保育所等の場合でありますが、収容施設等の場合はそういうことで大体残りの十分の二は当該都道府

○大橋和幸君 これは、今度のコロニーもそのようになっているのであります。その十分の八を国にほうから当該都道府県のほうに交付している、こういうことになつてゐるわけであります。

○大橋和幸君 これは、今度のコロニーもそのようだと聞いたからいいのですが、やはり私がちょっと聞いていて、食費の負担分だけで、あとはみな国でやると、國のコロニーについてではそういうふうに聞いているのですが、間違いないでですね。いまおっしゃったのは、もう一度念を押しておきます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 食費負担以外は全部國が持つということではございませんで、残りの十分の二は當該都道府県が負担する、こういうことに相なつておるわけであります。

○大橋和幸君 それから本法案の第十六条の「役員及び職員の公務員たる性質」及び二十七条の「給与及び退職手当の支給の基準」を見てみますと、当然この協会の職員は在職期間について公務員との通算措置を考えられていいと思うのですが、この点はどうなつてゐるのか。それからたとえば「ことどもの國」なんかはもう通算されているのじやないかと思ひますが、この職員も通算されると解釈していくでしようか。

○政府委員(坂元貞一郎君) この高齢につくります国立のコロニーの職員については、國家公務員等退職金の通算は、これは政令事項になつておりますので、したがいまして、この法律案がかりに成立しました後におきましては、至急私どもとしては、國家公務員等退職手当法の施行令というようなものを改正をいたしまして、職員の退職金の通算ができるようにいたしたい、そういういき計画を進めておるわけでございます。

それから、関連しましてお尋ねの「ことどもの國協会」の職員の場合は退職金の通算がなされておません。これは当初発足いたしましたときに、実は国家公務員等と交流をするというような考え方方が必ずしもなかつたわけでございます。したがいまして、当時におきましては、民間の方が「こ

どもの国協会の職員に大部分の方がなつてゐるわけでありますので、そういうような必要性がなかったということで通算の措置をとつております。しかししながら、今後、もし国家公務員等の交流の必要性が出てまいりますならば、やはりいましたよ申しましたように、政令等を改正いたしまして、通算措置は政令云々ではありませんようけれども、当然そういうふうにしてもらいたい。

それからもう一つ、コロニーの性格から見まして、運営費に対する国の助成が必要だと思うのであります。これに対しましては、どのように考えておられるか。國から助成しなければこの施設はいけない。ところが出すというけれども、法文化の上には助成費というものが、運営費なるものが法文化されておりませんね。この出資金のほうは法文化されているようでありますけれども、運営費のほうが出でていないように思うんですが、どういうふうなことになっておるのか、その点もあわせてひとつお聞きしたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) このコロニーの経常費といふものは、先ほどもお話を出ましたように、いわゆる措置費収入でまかなうということになつております。したがいまして、措置費収入だけでこの経常費というのがまかない切れないのであるからうかと思います。そのような場合には、いま御指摘のように、法律に明文の規定はございませんが、当然コロニーの性格からいいまして、と申しますのは、こういうコロニーでござりますので、ほかに収益的な事業ができるわけでもございませんし、特定財源というような収入源もあるわけではございません。したがいまして、法律に明文の規定がなくても、私どもとしましては、当然国が必要な財政的な援助する、もし措置費収

○大橋和孝君 この法律の中に入っていないのは少し不確定だと私も思うわけがありますが、しかし、それが運営上から当然できるということであれば、あえてそれを追及しようという気持ちはございません。しかし、これは「一ごとの国」のほうが通常算されていないみたいに、この運営費が当然オーバーするだろうと考えられているものを、これが法文化されていないため、やはり措置費だけで圧迫されていくというふうな形があれば、非常にまたこれも筋が通らないことになるだろう。だから、これも先ほどからの私の考え方は一貫しているわけであります、こういうりっぱな施設を運営する場合においては、運営費のほうも、もう運営する前からオーバーして措置費だけではできないということがほぼ確定的だらうというふうに常識的に考えられるわけであります。そういう立場であれば、こういうことで法的にも処置ができるのだというもののも筋を通して考えておかれるほうが、この運営にはよりベターではないか、より確実性があるのではないか。また、そういうことに対する国民の信頼度も高まるのではないか。こういうことから考えましても、やはり私はこういうむずかしいまた重要な意味を持つ制度運営の面からすれば、やはりこの時期に少し考えておかなければならないのではないかと思うわけであります。

最後に、大臣にお伺いします。いま、数点にわたくつて質疑の中でお願いをしておきましたが、こういう大事ない施設でございますから、これにはもっと基本的にいろいろな問題を掘り下げて考えていただいて、それが他に悪い影響を及ぼしたり、あるいはそれがなかつたために運営上にいろんな圧迫がされるような状態が起つたりしないよう、ひとつできるだけ基本的な問題を解明して、これに対としては、万全の措置をとりながらつなげなものを作ついていただきたい。先ほどからお

詰になつてゐるようだ。必要人員に対しては、ただの施設をしなければならぬか、それにはどういうふうに発展させていくのだというプランも確立をして、身体障害者でも、重度の方にはそういう要望が非常に多いわけでありますから、このコロニーの将来の展望がうんと開けていくようになりますからひとつやつてもらいたいということの希望でありますので、最後に大臣の決意のほどを伺いまして私の質問は終わります。

○國務大臣(内田常雄君) 先ほどから拝聴をいたしておりましたが、大橋先生のたいへんござつたアドバイスでございまして、私は一々こもつともであります。何しろこれは初めての試みでございまして、数年前から、必ずしも私ども厚生省だけの計画と申しますよりも、さらに広い範囲の方々のいろいろな御計画を厚生省はそのままお受けをしてこうしたことになつたわけでございまして、御承知のように、七十万坪以上の土地でございますので、将来は千五百人、二千人といふような構想も当初からあつたわけであります。しかし、何しろ初めてでござりますので、御指摘がございました専門職員の充足でござりますとか、あるいは他の施設との関係でござりますとか、これらの方々の問題につきましても、モデルケースとしてやつてみたいことには、一時に大計画を開いたしましていろいろそこを来たとしても、どういうことで、一単位と申しますか、五百五十人の計画で出発しながら、いま御指摘のいろいろな問題についてましては、実際上の処理、また法律上、予算上、制度上の関係なども十分検討をいたしながら、今後、こういう施設に対する巨歩の第一歩としてこれを完成してまいり、そういう考え方を持っておりますので、どうぞこの上ともよろしく御意見をお願いを申し上げます。

○渋谷邦彦君 前回質疑の途中で中座をいたしましたので、質疑の内容についてつまびらかにしておりません。したがつて、あるいは重複するところがあるかもしれませんし、その点できるだけ避けるつもりでいますが、もしそういう個所があれ

ば、それははしょつてお答えいただいてけつこう  
であります。

初めにお伺いしたいことは、最も新しい統計の上での重度心身障害者、それから軽度心身障害者の実態がどうなっているか、それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(坂元貞一郎君) 最も新しい資料とい  
う御質問でござります。実は、私どもとしまして  
は、精神薄弱あるいは身体障害等の心身障害者に  
つきましての実態調査というものを五年ごとに  
やっているわけでございます。したがいまして、こ  
く新しいデータで申しますと、精神薄弱につきま  
しては四十一年の調査がござります。これによ  
り

一、(四) 一全の話をかこいぢやねはります  
ますと、大体、当時施設に入つておられる方を除  
きしまて、全国に四十八万四千七百人。そのう  
ち、いわゆる重度に該当する方が十一万九千六百

人、こういうふうに相なつております。それから身体障害児の方につきましては、実は四十年の実態調査がございます。ちょうどどことしが身体障害者の実態調査の年になつておりますので、いま計画を進めしておりますが、五年前の実態調査によりますと、身本章著者につきましては、十一万六千

六百人というものが当時把握された数字でございまして、そのうち、いわゆる重度に該当する者が三万四千五百人というような数字に相なつてゐるわけでございます。

○渋谷博彦君　ただいまの御説明によりますと、五年ごとに実態の調査をおやりになるということございますが、五年とされたその基準は、もち

**○政府委員(坂元真一郎君)** 別段の確たる理由は  
ございませんが、政府のやはり責任においてやる  
実態調査でございまして、非常に各方面に御迷惑  
をかける点が多いわけであります。したがいまし  
て、この種の調査等は、大体三年から五年ぐらい  
の間隔でやるということが普通の常識になつてお  
ります。私どものほうのこの種の調査は実は五年  
ということで、五年おきに調査を実施している、

こういうような次第であります。

○渋谷邦彦君　いまのお話ですと、特段の理由はない、そうしますと、その間ふえているかもしれません。減つていればたいへんこれにこしたことはございませんけれども、当局としても、私から一々話をお聞きにならなくとも十二分に御承知のところですね。とにかくこうした子供や、あるいはそういう人を持つてゐる家族というのは非常に肩身の狭い思いをしなければならないという生活環境に置かれてはいる。入院させたい、あるいは相談もしたいといつてもなかなかそれができない。やはりそういう実態というものが明らかであれば、前向きにこうした人たちに対する援助の手が差し伸べられていくチャンスが非常に多いんではないかという感じがするわけでござりますけれども、この点、将来の課題として、一年というのはあまりにもせわしないし、いろんな条件がからみ合って事実上不可能かもしれませんけれども、せめて二年くらいおきにこの実態調査というものはできなさいものかどうか、この点いかがでございましょう。

○政府委員(坂元島一郎君) 実はこのような社会福祉関係の各種の調査というのは非常に数が多いわけでござります。たとえば私どもの局でいいますと、母子世帯の実態調査、それから要保育児童の実態調査、それから母子保健等の実態調査、各般の実態調査がございまして、そういうようなものを実はこう毎年ダブらないように、五年ごとの間隔で、毎年一つ二つの調査を実施いたしております、こういう現況になつてゐるわけでございます。したがいまして、調査自身も非常に複雑で、都道府県なり、市町村に御迷惑をかけますので、できる限り一年間にせいぜい一つか二つの調査を毎年やつていくということを今まで基本線にしてやつてきておりますが、御指摘のように、今後五年という間隔ができるだけ縮めるという方向について私は、私どもも、そういう方向で検討してみたい、かように思うわけでございます。

まお述べになつた事情によるだらうと思いますが、ならば職員をふやせばできるのか、それともコンピューター導入すればできるのか、こういう問題がやはり新しい一つの問題点として浮かび上がつてしまいか。実態調査というのは、非常に将来のビジョンを定める上においても基本になるものではないかと思うわけでございますが、その点、これは大臣にも、基本の問題でござりますのでひとつ御所見を承りたいと思うわけでござります。

○國務大臣(内田常雄君) それは毎年でも、一年おきでもやれば一番その状況について正確な把握ができるわけでございますが、いま政府委員からお答え申し上げましたように、いろいろな調査といふことを考えますと、なかなかそういうわけにもまいらぬ。また、コンピューター等に必ずしも適するようななそういう対象でもない。結局は、やはり地方公共団体等の手をわざわざななければならぬということを考えますと、簡易な調査といふことでもありませんけれども、せっかくの御意向でございますので、その可能性につきましては、さらに検討いたしたいと思います。

○渋谷邦彦君 それから、先ほどお述べいただいたきました昭和四十年度、四十一年度調査になつたこの数字、というものから現在の時点に立つて見た場合に、あるいはふえてるかもしねれない。そこで、伺いたいことは、実際にこの実態をお調べになつたときには、調査に漏れた数というものが有るんじゃないのか、その辺の推定数というのはどのようにならんになつてゐるんでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) このような種類の実態調査には、確かにいま御指摘のように、調査漏れというものがやはりある程度あることはやむを得ない実情だらうと思います。いかに精密な調査をしたといいましても調査漏れというのがござります。特に、このような精神薄弱なり、身体障害の調査というのは、これは、各地方公共団体の職員の方がそれぞれ家庭訪問しながら聞き込み調査等

な調査というのが必ずしもできにくいくいう事情はあるうかと思いますので、これは四十年なり、四十一年の調査のときにもそうでござりますが、一定の比率を設けまして、いわゆる誤差率と申しますが、そういうようなものをかけまして、いま先生お述べになりましたような調査漏れというものもある程度見ましたような数字で従来やつてきておりますが、はたしてそれが正確なものであるかどうかは、ちょっと私どもも確実なことは申し上げにくいわけでございますが、そういう誤差率等を活用して調査漏れの数字もある程度入れている、こういうことになつてあるようでござります。

向に向かおうとしていらっしゃるのか。一応テストトケースとして高崎につくられたコロニーがうまくいけば、それを十分新しい経験として生かしながらとございましょう。しかし、やはり全国的に、たとえば数の面では早急にたくさんということは望むべくしてなかなか望み得ないということもございましょうが、そうしたことをからめて、たとえば五年先には、十年先にはどうするかということをございますが、この点いかがでございましょう。

○国務大臣(内田常雄君) これはなかなかむずかしい問題でございます。大体、私が大臣としての記憶で大さっぱなことしか申せませんが、これらの障害者は肢体不自由者、また視聴障害者、盲ろう、そして精神薄弱者などございまして、それらの方々の収容施設並びに更生施設等を全部一緒にいたしましても手を欠いている、おそらく九百くらいだと思います。それにかりに百人弱くらいの方々を施設にお入れいたしたといたしましても、せいぜい施設に入つておられる方は七万人ないし九万人くらいだと思います。ところが、それに対する分母と申しますか、障害者の数は、さつき政府委員も申し述べ、また渋谷さんも繰り返されたように、七十何万とおっしゃいましたが、あれは全体として私の記憶から言つて政府委員の言うことを私が直ちやおかしいですが、たとえば、身体障害者の中では子供の十一万何がしというものをあげておつたんですが、十八歳以上のおとなの中の身体障害者を入れると、身体障害者の数は百四、五万何ぼです。でありますから、全体といたしましては、いま言う見るうあ、視力障害者等も含めまして百五、六十万人あるわけであります。それに対しても足りな過ぎると思ひる人が七万人ないし九万人ぐらいだといりますと、これではいくら家庭において療養されているので、これは今度高崎のような総合施設をつくった場合におきましても、それの障害の種類、障害の程度に応じまして、毎年国の予算による助

成あるいは年金資金等の還元、また、公共団体等の資金によりましてそれぞの施設をやつてはおりますが、今度のような施設は、たびたび申し上げますように、全くペイロットプランになります。これは同じようなものを地方公共団体もやりたいということを述べておりますが、ある程度長期にわたつてここに収容して一つの社会を持たせるというような構想でござりますから、今までの個々の施設とはいさか趣を異にするわけあります。ですから、これを年次計画でどうするかということは、やはり今度の五百五十人の高崎の計画を軌道に乗せて見て、これならばいけると、この福祉協会がお立てになります方針が千五百人、二千人計画としても、高崎には余地があるわけでありますから、これでやりますとか、あるいは関西でありますとか、その他の地域に第二次、第三次の施設をこの協会が経営するというような方法をとりますとか、さらに団体自身が自分のほうの計画としてやりたいというものも幾つか頭を出しておられますので、それらをどういう姿で助成していくかというようなことを考へる場合に、ただ頭の上で、私が申しましたような数字をつかんでも、大さっぱはどういう計画をするかと、いうことは至らないよう思ひますので、まことに恐縮でございますが、これは今度新しい施設ですから、高崎の経験と、うのをしばらく見させていただけて、その上で全体としての長期計画をつくらしていただくのがいいのではないかと私は考へております。

○渋谷邦彦君 いずれにしても七十人に一人といふことは、たいへんな数なんですね。ほかにも肺結核だとか、ガンだとか、そういう病人を入れますと何万人に一人といふような勘定にもなるようになりますが、それに対していま収容されている人が七万人ないし九万人ぐらいだといりますと、これではいくら家庭において療養されているので、これは今度高崎のような総合施設をつくった場合におきましても、それの障害の種類、障害の程度に応じまして、毎年国の予算による助成があります。それから、アメリカの場合は、州で經營しております「セントラル・ウイスコンシン・コロニー」というのがござります。これはやはり万難を排して施設の強化拡充というものにつとめています。これは一人前の社会人としての機能といふことは、全くないわけでござりますから、当然やりますと、これは一人前の社会人としての機能といふことは、全くないわけでござりますから、当然やります

めでいただきたいことはもう言うまでもない。大臣としても相当の御決意をお持ちになつていらっしゃるだろうと、こう思います。そこで、ちょっとと他と比較して、日本の現状というものがどう実はおくれをとつてているのかということを知りたいために、これから御質問するわけですが、これはむしろ資料としてあらかじめ私がちょうどいいしておけばよかつたのかもしませんが、時間がなくて間に合いませんのでここでお尋ねをいたします。

世界各国と比較をして、コロニーという問題だけに限定して考えてみた場合に、大体何年ぐらいのおくれが日本としてはあるのか。それから、最も模範的にコロニーの運営というものがなされている国々においては、おそらくそういうところでありますから、これでやりますとか、あるいは関西でありますとか、その他の地域に第二次、第三次の施設をこの協会が経営するというような方法をとりますとか、さらに団体自身が自分のほうの計画としてやりたいというものも幾つか頭を出しておられますので、それらをどういう姿で助成していくかというようなことを考へる場合に、ただ頭の上で、私が申しましたような数字をつかんでも、大さっぱはどういう計画をするかと、いうことは至らないよう思ひますので、まことに恐縮でございますが、これは今度新しい施設ですから、高崎の経験と、うのをしばらく見させていただけて、その上で全体としての長期計画をつくらしていただくのがいいのではないかと私は考へております。

○渋谷邦彦君 そこで、今回設立されます高崎のコロニーでございます。いまおっしゃられたような諸外国のこと等もこれありでござりますが、十分やはり参考になさつたと思うのですが、どちらたりを水準といいましょうか、基準にされいたらっしゃいましょうか。規模あるいは収容能力その他いろいろな施設の関係等もおありになると思ひます。

○渋谷邦彦君 そこでは、西ドイツの「ベーテルの家」というのがあるわけであります。これは一八六七年に創設しているようございます。これはもちろん民営でやつてあるようであります。それから、アーリカの場合は、州で經營しております「セントラル・ウイスコンシン・コロニー」というのがござります。これはやはり世界に著名なコロニーの一つとしてあげられておりますが、これは一九六〇年に開所しているようでございます。これも大体千二百六

広大な地域にあるようでありまして、なかなか専門家の一部には、このような広大な地域に、しかもこれだけの多数の収容者を入れるということは、日本の場合は必ずしも見習うべき点じやないのじやないか、非常に施設の運営、管理がむずかしいということが指摘されているようでございまして、私どもとしましては、アメリカの千二百六十八名ぐらいの「セントラル・ウイスコンシン・コロニー」というようなものが大体日本の現状からいってたら近い例じやないか、このようなことからいたしまして、こういうものを頭に描きながら実はコロニー懇談会でも羹をつくつていただきたいです。こういうことになつてているようでございま

〔法律が施行されても、決して世界の水準にそぞ見劣りがしないというものがあるわけではありませんので、われわれとしても、今後の運営管理というものについては十分期待してまいりたいと、こう思うわけがありますが、一方、先ほども質疑の中にございましたように、きわめて日本全體から見た場合に、既設の収容施設が非常に足りない。やはりこれも並行的に推進する必要が当然考えられる。また、患者によつては、むしろそのほうが適切な救護といいますか、それができるとどうようなことが想定されるわけであります。この点、もちろんコロニーができたから、すぐそれに準じて何もかもコロニーにしちゃうんだということにはまだまだ相当大きな抵抗等もあるわけでありますけれども、いま申し上げたような単独の施設をこれからやはり相当数つくつていかなければならぬ、こう思いますので、その辺、あるいは前にもお伺いしているかと思いますけれども、現在の時点においてどういう御計画をお立てになつていらっしゃるのか。もしできれば、やはり重度、軽度というふうに種類別に分けていただければ、私のほうとしてはたいへんわかりがいいと思ひますので、御発表できる段階であればお述べになつていただきたい。こう思います。

設等につきましては、先ほど大臣からもお答えいたしましたように、現在六万七千人くらいの方々が収容されているわけであります。それに対しまして、そういうような心身障害児・者の数といふものは、先ほどもお答えいたしましたように、非常に多いわけでございます。私どもとしましては、まだまだ収容施設に入所させる必要のある方が相当残っているということは当然なことでござりますので、従来から施設整備等の予算是毎年毎年増大をしておりますが、なかなかまかない切れないので、各都道府県なり、市町村からの希望が高いわけであります。そこで、今後このような施設の整備計画というものをどういうふうにしてやっていくかという点につきましては、実は先ほど申し上げましたように、実態調査といふものがやはり一つのきめ手になるわけでありますので、本年度に身体障害関係の実態調査をやる予定にしてまいります。そういう実態調査との関係をにらみながら、片一方、いろいろ今後の社会情勢の変化、そういうものも一つのファクターとして考えていく必要があります。そういうわけでありますので、私ども、役所の内部において検討は進めておりますが、また、広く各方面の御意見等も聞かなきやならぬわけでありますので、たまたま私どものほうの関係の社会福祉審議会等でこの施設の整備計画等を含めて施設の職員の養成、確保、こういう総合的な問題を昨年から検討をいただいている最中でございます。したがいまして、実態調査との関係をにらみながら、できるだけ早急にこういう施設の今後の長期的展望に立った整備計画をつくり上げていきたい、かように考へておるわけでございます。

んでいらっしゃるということもうかがわれるのでないか。間もなく、八月になりますと次年度の予算編成が行なわれますんで、十分そこら辺も踏まえていただきたい、こう思うわけであります。  
○國務大臣(内田常雄君) 昭和四十四年度は、施設整備費のこれは補助金でございます、国の四十三億円といふことで、毎年せいぜい四、五億円くらいいしかふえませんでしたが、昭和四十五年度は五十三億円、これは実は大臣折衝ですいぶん私ががんばりましたので、やつと五十三億円になりました。でありますから、これはひとつ何とか等比級数的に来年度はふやしたいと思いますので、今年十億円ふやしましたから、等比級数なら二十億円など、こういうことになるわけでもござりますが、この間ちよと私の私案みたいなことで、これは案までいっていませんが、私の腹の中でどつかにあります。そこでございますが、厚生省の仕事というものは、財政、お金の問題が許されるならばそれでは半分ぐらいい片づく問題が多いと思います。いまの施設の問題、ところがこの一兆一千何百億といふお金を取りのがやつところでございまして、なかなか国の予算も、御承知のように一三・九%ぐらいになるわけでございますが、なかなか取れない。そこでひとつ私は、この社会福祉施設の拡充のために、長いことは申しませんが、五年間ぐらい社会福祉協力税のような税金をひとつ厚生大臣に取らせていただけないか、これは印紙か何か張ることにして、今日物品税とか、お酒とか、たばことかいうものの税金があるわけでございます。お薬のほうはあまり税金がないようございますけれども、それを大衆薬でも印紙を張つていただくということにいたしまして、そうして場合によつてはもう脱税おかまいなし、物を売るときに、最後のところで社会福祉協力税というものを、高い税金じやなしに、千分の一とか二とかいうものを印紙を張ることによって取らせていただくというようなことで、これを五年間取らせていただければ、私は、渋谷先生がいまお尋ねのようなことは非常に進んで、西欧並みにこぎつけられるような

気がいたします。ところが、いまの特別税とか、あるいはその他の今度は自動車に対する特別目的税を取るとか取らぬとかいうことでなかなか解決いたしませんので、私がそういうことを申しますても、それはひとつよろしいというようなことで、内閣ですか、大蔵省ですか、厚生省の中に税金の局を置いてくださるようなわけにはまいらないのです。でも、それは收入印紙は要らぬと、こういふことなかなかできないと思ひますが、高福社、高負担というようなことも、今度の新経済発展計画の中にはござりますので、何かやはりそういう納めをくない人は、おれは收入印紙は要らぬと、こういふことでけつこうなんですから、一種の社会福利費付金税といったようなものでもよろしゅうございます。一歩進めると協力税、さらに進めると特別税ということになるわけですが、何とかそういうことでもひととつ厚生大臣にやらしていただければ、渋谷先生から御配慮いただきましても、来年何百億ひとつ厚生省は大蔵省から予算を社会福祉整備のために取つてまいりますといふことに、正直のところなかなかまいりませんので、ぜひひとつ皆さんのはうから、おまえの考えは悪くないということで、一度ひとつお教えや御願いいただきたいと、こうもひとつまじめに、どつかでいつかはいたしてまいるうというふうに実は思つておるようなところでございます。

○渋谷邦彦君 確かに金のかかるることは厚生省が一番であろうかと思います。いまお述べになつたお考えについては、けさの新聞にも発表がなされたようであります。ただ、顧わくば高福社、高負担もけつこうでございましようが、しかし、それが医療費の値上げだとか、保険料の値上げの隠されみのにならないように、この点だけは重々に御注意いただきたいと思うわけでござります。いずれにせよ、高度経済成長を今までうたい文句として、確かに著しく経済成長がなし遂げられたわけでありますから、その半面にまだまだこうした問題の未解決というものが残されている。これがほんとうに経済発展している姿なんだろうかと、こう思われるを得ないわけでござりますので、その

着想をどういうふうに具体的におまとめになるのかわかりませんけれども、ひとつ国民に要するに負担にならない範囲でもって、それが効果的な成果をあげ得られるものがあるならば、ひとつ大臣の手で進めてもらいたいものだと、こういうふうに感想を織りませて御要望申し上げておきたいと思います。

次にお尋ねいたしたいことは、これもしばらくこうした種類の施設等ができるとしても、やはり養成あるいはその自分の保障、生活の保障というものが最大の問題点ではなかろうかと、こう思います。先ほどもそうした意味の御質問があつたようあります。実際、施設に現在収容されている人数、それに対応するところのいわゆる従事者ですね、職員、看護婦等を含めたいわゆる職員の方々の数というのは、厚生省からいただいたこの資料に基づきまして、もう絶対量は全然足りない。はたしてこれから一年先、二年先ということを考え、その患者の数がふえるのではなくあらうかということを前提に考えてみた場合、これは焼け石に水ではないのか。これは相当強力な、抜本的な対策を講じない限りは難事中の難事でないか、こういうふうに思いますが。そういうことが議論になるたびごとに、政府当局としても、「あれやこれや思いをめぐらしていらっしゃるのですが、どういう計画のものにこれから五年先、十年先の見通しを立てられておやりになるのか。ちょうどいましましてこの心身障害者福祉協会法案に関する参考資料、この中にも明記されています。一体、どういう計画のものにこれから五年先、十年先の見通しを立てられていますけれども、こういうものは掲げられてありますけれども、これはあくまでも項目でありまして、じゃ、具体的にどうなされていくか。これを再確認の意味でもう一度明確にお答えをいただきたいものだ、こう思っています。

○政府委員(坂元貞一郎君) 私どものほうで各種の施設をお世話しておるわけであります、こ<sup>う</sup>いう児童施設あるいは社会福祉施設を通じまして一番問題点は、いま先生お述べになりましたよう<sup>に</sup>、職員の養成確保でございます。その中で、やはり何といいましても、現実にそういう子供さん等をお世話する保母さん等でございますが、この保母さん等の養成確保ということにつきましては、逐年、私どもとしましては、養成施設といふものの数をふやしてきております。それから養成の定員数というのもふやしてきておりますし、それからまた、片一方、修学資金というような制度でやってきておるわけであります、一方、保母試験等の合格者というのも毎年毎年あるわけであります。が、そういうようなものを含めまして、保母さんの資格をとる方は大体毎年二万人ぐらいでござりますが、ただ、残念ながら二万人の方が全部このようない児童福祉施設等に就職されるわけではございませんので、私どもの過去の計算によりますと、最近は五割程度ぐらいまでふえてきておりますが、以前は保母の資格をとられた方のうち三割、四割程度の者が現実にこのよな施設で働いていただいているわけでありますので、私もとしましては、何としましても、今後このようない児童の資格者というものがより多く児童福祉施設等で働いていただくようになるためには、やはり保母さんの給与を含めました社会的な評価といふものをもう少し高めるということがやはり先決でございます。

件としましては、保母さんの給与、待遇というものをもつともっと高くしていく、そういうような方策を今後真剣に考えていただきたい、かように思うわけでございます。

○ 渋谷博彦君 確かにそのとおりだと思うのですが、先ほどの御答弁の中でも、たとえば給与だけが、一切が解決する問題ではございませんけれども、現在の公務員よりも若干上回った給与基準といふものを設けて待遇の改善をはかつていけばといふ趣旨のことを述べになつていただけなんあります。少しというのはどれくらいの程度なのか私どもにはわかりませんけれども、私は一つの提案をして、少なくとも最低五割増しくらいは必要じやないかと思うのです。局長も御承知のとおり、あの施設で働く保母さんは、それはもう言語に絶する苦労であります。しかも、もうこちらの思うことができないという、そういう環境の中にあい子供たちを保護するわけでございまして、それだけでもたいへんな苦労だと思うのでございます。よほど使命感というものを持つて、その仕事に携わるような人でなければ、とまらない仕事だと思いますね。ですから、そのくらいの給与体系は当然設けてしかるべきじゃないか、これが第一点。

それから第二点としては、やはりその方々が自分の将来の人生というものを考えてみた場合、やはりいろいろなことを覚えもししたい、習いもしたいという、そのためのやはり厚生施設というようなものも当然考えてあげる必要があるのじやないか。少なくとも、私が今までそうした施設を拝見してみた感想では、全然それができないのです。それはきておるところもございましょうが、もうおざなりの程度でございまして、人手が足りないために休暇もとれない、そういう施設が、あっても利用できない、自分が休暇をとれば今度ほかの人に対するしわ寄せがひつてしまつというような勤務状況では、これは必ずしも給料だけではやっていけない。やはりそこには労働条件の改善というものがなされなければなりませんし、それ

な課題であることは申しますまいございません。したがいまして、今回のコロニー等におきましては、最大限の実は配慮をいたしているわけでございます。大体、個室等を予定してございます。それから、たとえば、いわゆるレクリエーション的な考え方を入れた文化センターというような、そういう娯楽センターみたいなものを作そこの中に計画をしてございます。そういうようなことをいろいろ考えながら、この福利厚生施設、職場環境の改善というようなものを配慮していくべきだ、こういうふうに考えております。

それから、最後にお述べになりました、保母さんは、なんなら保母さん等についての需給の関係等をつくること、何かそういう新しい特殊の学校等をつくるのじやないかと、まことに私どもも同意意見でございまして、何かここでひとつ従来の方向以上の新しい施策を考えないと、なかなか保母さんの養成確保というものが間に合わないということになっております。それで、ことしの初めごろ、大体一ヶ月の考え方というものが出てきておりますが、たゞ、これにつきましてはいろいろな見方がござります。つまり保母さんというものを今後ほんとどうの意味の社会福祉の専門職にしていくという考え方、そなりますと、どうしてもこれはある程度の高い教育水準というものがそこに要請されます。その結果、いわば現実の保母の需給の逼迫こういうことからいいますと、必ずしも間に合わない、こういうようなことがあります。ちょうど看護婦さんにについて現在起きているような、そういうのの確保といふものは、もつともつと新しい方策というのを考え直すべきじやないかという強い指

示をしづらしう大臣からいただいておりますので、実は、審議会等にも早急に、そういうような両論がありながらも一つの方策をまとめていただくようにお願いをいたしておるわけでございますが、しかし、なかなか事が教育制度自体にもはね返つていく問題でもございますので、簡単にあるいはできないかもしれません、大臣からも非常に熱意を持って指示していただておりますので、私どもも、そういう方向で、この保母さんの養成確保の問題については、今後新しい一つのアイデアを盛り込んでいきたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 いずれにしても、その職場で働く人たちが生きがいを感じる、魅力のある職場であると同時に、やつている仕事あるいは立場というものが相当オーソライズされたものである、こういうことでなければ、やはり笛吹けど踊らずといふようなことになりかねないと私は思います。せつかくそういう点でいま取り組んでおられるそ�でございますから、今後にどういう成果があがりますかを期待して待ちたいと、こう思うわけあります。

かでて加えて、このホームヘルパーの問題も、先回の委員会で質疑されたのでありますけれども、身分的な保障といいますか、そういういろいろなことが確立されていない。そういうところにも、在宅の患者を見回したりあるいは相談相手になつてあげたりする場合に、何となく魅力のない仕事じゃないかというおそれを抱くわけであります。こういった方が社会的な立場の上に立つても非常に権威を持つていて、どういった方向にやはり位置づけをしていくべきか、などと、いろいろうように、切に希望するわけであります。

ぐつて、とかくこうしたものが膠着状態におちつたまゝで、いつて、また、そういううのは返りといふものが収容されている人たるあるいはその家族に及ぶといふことになりますと、まことにうまくないことになります。そういうことがしばしばござります。せつかくいい制度をつくつても、初めはいいけれどもだんだん、膠着いたしまして、当初の精神から全く逸脱した方向に行きかねないということもありますので、特に運営面に当たられる理事長以下の――どういう方が選ばれるか私はわからりませんけれども、やはりこの種の事業には相当の熱意と、また使命感を持たれた方が当たられるに違ひないと、こう思つておりますので、そういうこともあわせ踏まえて、所期の目的を達成していくべきだと思います。このことを御希望申し上げておきます。

○それに対しして最後に大臣から御決意を伺つて私の質問を終わりにしたいと、こう思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) いろいろ渋谷先生から御助言をいただきましてありがとうございます。それで、おつしやることは一々私ども心にかけて、これから解決をしなければならないことございまして、また、いろいろ御協力をいただきながら、私どもも、この問題と真剣に取り組んで、可能な前進をしてまいりたいと考えるものでござります。

○中沢伊登子君 この前からきょうにかけてずいぶん各方面から、各観点から質問が繰り返されてまいりまして、私も実は用意した質問の大半を皆さんがあなたの質問してくださった。こういう中で、ほとんどの質問が重なるようなことでございますので、そこら辺は省きました。二、三點御質問を申し上げたいと考へます。

大体、今日までの身障者の対策、そういうものは身障者の生きる権利を完全に保障しているとは言えなかつたような状態でございますけれども、厚生省は、今日までその疾患の治療に、あるいは収容施設の経済援助においていよいよ力を尽くしてこられたことは、たいへん私どもこれを多としており

コロニーの建設に着手されたことは大きな期待を持たれておるかと思います。そのコロニーの建設総工費七十億円が見込まれておりますが、その中で四十五年度までの予算は二十七億円。これくらいの膨大な予算が注ぎ込まれております中で基本計画と現状との違い、こういうようなことは行政としてずさんではなかろうかと、このように私質問申し上げようと思つて実は質問を書いておったわけでありますけれども、先ほどからいろいろ御質問の中で御答弁がありましたので、これは割愛させていただきたいと思います。

こういうコロニーののようなものをつくっていたらることはまさに画期的な、たいへんよいことだと私も思いますけれども、もういままでてしまった障害児あるいは障害者、こういうものも施設をつくつてどんどん収容していくしかねばならないかと思いますけれども、障害児が生まれない状態、つまり発生予防にこれからは同時に力を尽くしていくべきではなかろうかと、このように考えるわけであります。新経済発展計画の中で、わが国は心身障害児の問題がおくれておるというよううに指摘をしておられますけれども、これは母子一体の体系のもとで、母子保健対策として進めていかなければならぬと考えます。わが国の妊娠婦の死亡率はいまだに高率であり、乳幼児の死亡率あるいは栄養状態も、まだまだ世界各国の水準から見れば相當に低位にあります。そのような調査がいままで五年ごとに行なわれておりましたが、これをもつと早い周期に改めることはできないものかどうか。そうすればもっとこの身障児が生まられてくる予防になつたりあるいはいろいろな点で早く改善できるのではないか、このように考えますが、その点はいかがござりますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先ほども渋谷先生の御質問にお答えいたしましたわけですが、身障児の発生予防につきましては、いま御指摘のように、やはり母子保健対策というのが最大の重

-

点でございます。そういうような母子保健対策をやるにつきましても、やはり実態調査というものが大切になるわけあります。従来からいろいろな実態調査もやっておりますが、五年間隔ぐらいのところでやっています。したがいまして、今後、こういうような実態調査というものをもう少し間隔を縮めてやるべきじゃないかという御意見でございますので、先ほど大臣からもお答えいたしましたように、これはもう少し研究をさせていただきたい。と申しますのは、各種の実態調査というものが実は局にもございますが、省全体にもございますので、そういうようなものとの調整というものが当然必要になりますので、できる限り調整をして、もし間隔が縮められるなら間隔を縮めていく方向で前進をいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○中沢伊登子君 同時に、妊娠婦の死亡率あるいは乳児の死亡率、栄養の状態等の今度は地域の格差が依然として縮小されてないよう思います。それは地域における保健所の役割りあるいはまた母子健康センターの役割りも非常に大きなものが大きいと思います。特に、保健所は地域における公衆衛生行政の総合的第一線機関でありますけれども、その行政内容に全面的に再検討を加えるべきときにはどうか感じがいたしますが、保健所の当面の課題はどのようなものか、あるいは将来の展望をどのように考えていらっしゃるか、御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(村中俊明君) 現在、保健所法に示されますが、保健所の行なっております事業は、項目にいたしますと十一ございます。いろいろお話を出しております母子保健あるいは結核、栄養、環境衛生、そういうものを持ちまして十一ございますが、この十一の項目にさらに最近精神衛生問題あるいは公害問題、さらに食生活の問題、こういふような、経済発展に伴いましてあるいは生活環境の変化に伴いまして新しい問題が提起されることは、ただいま御指摘のとおりでございまして、限られた人と制度でこれをどういうふうな形

で処理していくかということが当面する問題であります。幸い先般おきめいただきました予算の中では、保健所問題の検討費が二百数十万ついておりました。これを活用いたしまして、学識経験者あるいは行政関係者、こういった方々による懇談会をつくりまして、ただいまのような現状の問題点と将来の課題に対する方向などについての意見を伺つて私どもの考え方をまとめていただきたい、こう存じております。

○中沢伊登子君 特に、精神衛生の面あるいは公害・食生活の問題、こういうようなものが最近いろいろと問題が起つておりますから、ほんとうに新しい高度な業務になるような感じがいたします。それにしても、先ほどからいろいろ職員の充足の問題について質疑が再三繰り返されておりますけれども、私は、保健所の職員の充足率も十分ではないと思います。特に、健康診査等があれだけの人数で十分に行なえるかどうか。保健所の分担している仕事あるいは任務、窓口もほんとうに幅が広いようでございますから、保健所を充実するためには保健所法の改正をしなければならないのではないか、このように考えるわけであります。保健婦さんの充足率などというのは、昭和四十一年のときから七〇%に満たず、昭和四十二年でも六七・七%、四十三年度でも六八%しかない。こういう中ですから、この辺でひとつ保健所法を改正をする意図はございませんか。

○政府委員(村中俊明君) ただいま御説明を申し上げましたように、確かに御指摘のとおり、現在の保健所の仕事の運営の中には幾つかの突き当たった壁があるわけでございます。この問題を解決するために、もう一点は、これらの環境条件あるいは経済条件の変化によって今後、保健所がそれに応じていくための将来を見た一つのあるべき姿というふうな問題もからんでまいります。私ども、現在の保健所のあり方にについての再検討ということは、御指摘のとおりに必要だと思う。そういうことで、先ほど御説明申し上げましたように、話し合いの場をつくりまして、そこで十分意見を

○中沢伊登子君 最近、人口が都市に集中をしております。一方では、農山漁村が過疎地域になつてゐるわけです。そういうところでお医者さんといふものが足りない。こういうことで、保健所が果たす役割りというのは非常に大きいものがあると思いますので、その点十分検討をされて、できることならば保健所法を改正して、地域の人たちにほんとうに十分保健所としての役割りを果たしていただきたい、この点要望を申し上げたいと思います。

それからもう一つ、保健所の問題と同時に、今度は母子保健法も改正する必要があると私は考えます。そうして母子保健対策を充実せねばならないと考えます。それは、先ほど申し上げましたように、心身障害児の発生予防のためにもこの問題が必要になつてくるのではないかと思ひますが、いかがでござりますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 母子保健対策の重要なことは申すまでもないわけでございます。昭和四十年に現行の母子保健法が制定されて今日まで、各方面にわたりまして、この法律に基づく施策あるいは実際上の行政指導等で母子保健の対策を逐年伸ばしてきております。未熟児対策にしましても、あるいは先天性の代謝異常の問題につきましても、あるいは妊娠婦等のいわゆる糖尿病対策なり、妊娠中毒症等の対策につきましても、いろいろ各般の施策を講じまして、逐年充実強化をはかつてきているわけでございますが、確かに今後の社会情勢の変動というものを考慮に入れた場合に、現行の母子保健法というものについて、いろいろ不備な点あるいは拡充すべき点がまだまだ問題点として残っていることは、御指摘のとおりで

ござりますので、私どもとしましては、施設を拡充することと相並行しながら、この母子保健対策というものを基本的に今後どういう方向に持つていったほうがいいか、そういう基本問題の検討を進めてまいりたい。そういう際に、この法律改正が必要であるということになりますならば、当然法律の改正をいたすような方向で、今後のことを考えていきたい、かように思つておるわけでございます。

○中沢伊登子君 それから、もう一つ母子健康センターというものがございます。この母子健康センターの目的の中にも保健指導と助産指導というものがございますが、保健指導のほうにだけ国民健康保険のほうから特別地方交付税として五十万円が出ておるよう拝見をいたしますが、この母子健康センターの保健指導のほうでも同じように人手不足なのではないかと思います。また、最近の出産というのは、大体病院に入られるものですから、そこで助産婦というものが非常に不足いたしております。その助産婦の養成確保はどのようにしておられるか、その二点について質問いたします。

○政府委員(坂元貞一郎君) 前段のほうの御質問にお答えいたしますと、確かに母子健康センターというものが、いま先生お述べになりましたような目的で制度ができましてから相当期間がたつてゐるわけでござりますが、今日、全国に約五百六十カ所の母子健康センターというものがつくられておるわけでございます。これにつきましては、いまお述べになりましたように、設備費のほうにつきましては、国庫補助等の制度があるわけであります。運営費等につきましては、地方交付税交付金のほうから五十万円見当のものが出ておりますが、そういうようなことで、この運営がなかなか困難な面も地域によつてあるようでございまます。確かに助産婦等の数が足らぬとか、嘱託医師の数が不足しておる、特に産婦人科の医師が不足しているというような事情もありまして、地域によつては経営が十分円滑にいっていないところも

は、今後、母子健康センターといふものをどういふようでござりますので、私どもとしましては、お聞きして、これから何か方向転換するか、あるいは従来のままで内容を拡充していくか、それについてひとつ考え方をまとめてみたい、こういふふうに思つて、あつたがために、

○中沢伊登子君 その母子健康センターが全国に五百六十カ所ぐらいある、こういうふうなお話をしたが、まだこれはもつとつくづいてかれるお話をされでございますか。大体どのくらいあればまあまあという程度になれるものか、その辺おわかりでしたら……。

○政府委嘱(城元貞一郎君) 大体、ここ数年は、年間平均しますと、三十カ所から四十カ所、そこのところで増設をはかつてきておりますが、今後、このような母子健康センターをふやしていくか、もしやすならばどの程度をやしていくかと、いう点は、いま申しましたように、少し検討をいたしてみたいと思っておりますが、当初の計画では、大体全国に千五百カ所くらいを目標にした計画が一応各市町村から出てきていたようござりますが、ところが、いま申しましたように、現状においてはその半分以下になつてているわけでありますので、ひとつ母子健康センターのあり方、運営のしかた、そういうものとにらみ合わせながら、今後の計画を考えてみたい、こういうふうに思つてゐるわけでござります。

○中沢伊登子君　さて、そこで重症心身障害児のためにホームヘルパー制度を設けられましたね。これが全国で五百九十一人、予算が一千五百万円、こういうことですね。この五百九十一人を全国へどのように配分をなさるのか。また、一人平均の手当、それが二万一千二百円になりますが、この点で、私ども非常に心配をしているわけです。このくらいのことでも在宅児のために回つて歩

○政府委員(坂元貞一郎君) 四十五年度から新たに重度の心身障害のための、いま御指摘のホームヘルパーという制度をつくったわけでござりますが、確かにこの五百九十一人という数では、現状からいって非常に少ないわけでありまして、これはもう少し年次計画でふやしていくたいと思いますが、さしあたり今年度の五百九十一名というものは、現在、各都道府県なり、市町村等と相談中でございまして、各市町村等の実情を十分把握しましてこの配分をきめていきたい、かようと思つておるわけでござります。それから給与、待遇の点で二万一千二百円というものになつておりますが、これは他のいろいろな老人の関係のホームヘルパーあるいは身体障害者等のホームヘルパー、そういうものと単価が同じになつておりますが、そういうものを含めまして毎年毎年単価をふやしてきておりますが、もちろんこれで十分だということにはならぬわけでござりますので、今後この単価の増額等についてはやはり誠心誠意努力をいたしたい、かようと思つておるわけでございます。

○中沢伊登子君 そこで、大臣にひとつお尋ねを申し上げます。いま保健所の問題や、母子健康センターの問題あるいは母子健康対策の法改正の問題、いろいろ御質問を申し上げ、ホームヘルパーのことにも話が及んだわけですが、何かこういうことをいろいろ考えておりますと、はたしてこのくらいのことと心身障害児が生まれないよう、その発生予防ができるのかどうか、非常に私ども不安を感じるわけです。それと同時に、ホームヘルパーの制度ができるても、非常に數も少ないので手当も非常に少ない。そうすると、こういうふうな重症心身障害児対策というものが人の善意にすがつて、厚生行政が何だからこう善意の人におぶしている、こういう感じを持つわけです。そこで、いまのホームヘルパー制度なんかは、きちんとした身分法をつくらなければならないと思いま

す。こうやつて在宅児のためのホームヘルパー制度を設けてまいりますと、一方ではコロニーなどができる、施設も次々出てくる、こうなりますと、ますますそういう中で職員が得にくい。そして次から次へと発生してくる心障児、あるいは先ほどお話を出ましたように、二人に一人くらいしか施設に入れない、こうなつてまいりますと、やはり在宅児というのも一部制度として認めなければならなくなつてくる。この特別児童扶養手当も今度の法律で、二千円が十月からようやく二千六百円になりますが、こういうようなことは、一方では施設に入れ、一方ではコロニーに入れ、しかし、一方では人の善意におんぶしたホームヘルパーが回ってくる。施設に入れられないのでも、在宅でみておらなければならない、こうなりますと、私は、この特別児童扶養手当というのも、これを介護料的なものに、改めなければならないのではないか、このように考えますが、その点をどうお考えになつていらつしやるか。それをひとつお聞かせをいただきたいのと、それから人が非常に得にくい。これから施設をつくつていいのではなく、むしろ自らもつとくるのか、あるいは在宅をよやしていくようにするのか。そういうう重症心身障害児を家に置くことは家庭もは求めにくくなつてくると思う。そうなりますと、コロニーをこれからもつとくるのか、あるいは在宅をよやしていくようにするのか。そういうふうなことですけれども、しかし、人が得にくいということであれば、これはひょっとしたらそういう子供さんをかかえている家でその子供をこれからは見てもらわなければならぬような立場に追い込まれるんではないか、こういうふうに考えますが、この点で介護料とあわせてお答えをいただきたい。

あるそうでござりますが、厚生省で何か新しい施策をしようと思うと、いつでも出てくるのは保健所をして行なわしむるということだけなんで、そんなんに保健所はしょい切れるのか、実はいつも私自身思うものでござります。しかし、私は、まだ厚生大臣に就任いたしまして、そう時もたつておりませんので、保健所の実態なり、運営の状況なりを十分承知はいたしておりませんが、私などの郷里のことを考えましても、なかなか所長さんでありますお医者さんさえも得られないというようなことで、所長さんがときには幾つかの保健所を兼任せざるを得ないというようなこともあるようでござります。でありますから、以下推して知るべしでございまして、そこにいらっしゃる保健婦の方とかあるいは看護婦の方とか、場合によつては助産婦の方等々がとても十分得られていないところへもつてきて、厚生省が何かやろうと思ひますと先ほどもお話を出ましたように、食品衛生のことから公害、さらには環境衛生、狂犬病の始末に至るまで全部保健所に押しつけているというようなことでござりますので、よほどその保健所といらうものをもう一ぺん法律的にも、制度的にもあるいは予算的にも見直してからなければ、作文だけでは保健所をして行なわしむると書いてみただけでは、どうていよい切れるものではないというふうに考えておりますので、先ほども政府委員から御説明申し上げましたように、本年度は、ひとつその方面の有識者の方にも御参加を願つて、保健所体制というものの整備強化について、あるいは場合によりましては法律的体制の変革にまで及んで検討さしていただきたいということをほんとうに真剣に考えておるものでござります。

る。これは農山村地域、過疎地域などが多いわけですが、お医者さんは嘱託か何かでお願いをしておるわけですが、一応、問題はないというふうには聞かされておりますけれども、そうでもないんで、さらにこのほうも専任制度であれ、嘱託制度であれ、さらに充足を考えなければならないのではないかと思いまして、省内における関係の局長、課長が仕事がやりやすいように、大いにこの充実につきましても激励をいたしてまいりたいと考えております。

それからホームヘルパーの課題でござりますが、これは年々ホームヘルパーのヘルプの対象になる方々の範囲をふやしてまいっております。身体障害者の方々についての家庭奉仕員の制度といふものは兩三年前から始められたわけでありますが、四十五年度から重複度の心身障害者のホームヘルパーの制度というものを本年度はかなり數をふやしました。また、寝たきり老人以外の老齢者の方々に対しましても、やはり家庭相談員的なすけれども、寝たきり老人の方々などに対しまするホームヘルパーというのも本年度はかなり数と認められた。しかし、これまた、方面は違いますが、四十五年度から重複度の心身障害者のホームヘルパーの制度といふものを本年度はかなり数をふやしました。また、寝たきり老人以外の老齢者の方々に対しましても、やはり家庭相談員的なほうの予算をふやしてまいっておりますが、まだこの制度が成熟するまでに至っておりません。お話をのように、全部の身体障害者あるいは寝たきり老人その他の方々を施設に収容することは、当分は及びつかないと言わざるを得ませんが、家庭扶養の範囲内におられる方々がお子さまである、お年寄りであれ、たくさんありますので、このホームヘルパーの制度といふものは、これは今後さらには成熟させるようにつとめました上で、その経緯を見まして、この身分保障といいますか、身分法の取り扱いというものを考えてまいらなければならぬと思います。

さらに、これはまた方面も違いますけれども、傷痍軍人の方々でござりますとか、御遺族の方々につきましても、御承知のように、やや似たような

設けて、二カ月か三カ月に一ぺんぐらいは一週間ぐらい続けて休ませてやつて、あるいは温泉に入るとか何か、そういうようなことも考えもいいのではないかというふうにも思いました。

とにかくにも、ここで働いてくださる職員の方というのは特殊業務なんです。だから、やはり待遇には十分配慮をしていただきたいと思います。それと、これはいつも私の持論なんですけれども、こういう待遇のあるいは労働条件なんかは早く何とか手を打ちませんと、そういうところにまた思想的な問題が起きてきて、ストライキが起つたりなんかしますと、一番迷惑をし、一番困るのはそこに入っている人たちなんです。この辺のことも十分私は配慮してほしいと思いますが、その辺のお考えを伺いたい。

○国務大臣(内田常雄君) まことにござつともな御意見でございまして、私も同感でございます。これらにつきまして、できる限りの配慮を進めてまいりたいと存じます。

○中沢伊登子君 以上で質問を終わります。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論は終局としたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

心身障害者福祉協会法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大橋和義君 私は、ただいまの法案に対しても

○委員長(佐野芳雄君) 案文を朗読いたします。

心身障害者福祉協会法案に対する附帯決議案

政府は、本法の実施にあたつては、特に次の事項について配慮すべきである。

一、重度の心身障害者の対策を積極的に推進するため、これら施設の整備拡充に関する計画を早急に策定すること。

二、この福祉施設関係職員の確保を図るため、職員養成をすすめるとともに、給与その他の勤務条件については、業務の特殊性を考慮した措置を講ずること。なお、入所者の負担の軽減に努力すること。

三、心身障害の発生を予防するため、母子保健対策の強化をはかること。

四、心身障害者に対する総合的な施策を一層充実し、所要の財政措置に努めること。

右決議する。

何とぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(佐野芳雄君) ただいま述べられました大橋君提出の附帯決議案を議題といたします。

大橋君提出の附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。

よつて、大橋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすことに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) この法案につきまして御賛成、御可決いただきまして、まことにあります。

また、附帯して御決議のございました事項につきましては、政府といたしましても、これが実現につきましてできる限りの努力をいたす所存でございます。

○委員長(佐野芳雄君) なお、本院規則第七十二



し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償

一時金については、なお従前の例による。

第三条 施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に関する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十五条第二項、第

四十二条第一項及び第四十二条第五項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改

正する法律(昭和四十五年法律第一号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

(生業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する。

第三十三条中労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十三条の改正規定の次に次のように加える。

附則第四十二条第五項中「、第二十七条、第三十条の二」を削り、「第五章の規定」の下に「並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十年法律第八十四号)第十二条第三項及び第二十条第一項の規定」を加える。

第一条の二 通勤の途中における通勤上の事由による労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

第一条の二 通勤の途中における通勤上の事由による労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

病、廢疾又は死亡とみなし、この法律を適用する。

第十二条第一項第六号を削り、同条第二項中「(長期傷病補償給付を除く。)」を削り、「遺族」を「労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた者」に改め、同条第三項を削る。

第十二条の二第一項及び第二項を次のように改める。

「(長期傷病補償給付を除く。)」を削り、「遺族」を「労働者の死亡の当時六十歳以上であったときを含むたとき(十八歳未満であるか又は労働者の死亡の当時六十歳以上であったときを除く。)」に改め、同条第三項を削る。

第十五条の二を次のように改める。

第十五条の二 障害補償年金を受ける労働者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二中の他の障害等級に該当するに至つた場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、從前の障害補償年金は支給せず、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる合算額に相当する額とする。

労働基準法第十二条第七項及び第八項の規定は、給付基礎日額の算定について準用する。

業務上の疾病に係る保険給付の給付基礎日額については、当該業務上の疾病的認定があつた日を第一項に規定する給付基礎日額を算定すべき事由が生じた日として前二項の規定により計算した場合における額が、前二項の規定により計算して得た額より高いときは、第一項の規定にかかわらず、当該高い額をその給付基礎日額とする。

第三項の規定により算定した額を給付基礎日額とすることが著しく不適当であるときは、これららの規定にかかわらず、労働省令で定めることによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。

第十二条の五第一項中「他の遺族」を他の者、」

族」を「受けることができる者」に改める。

第十六条の五第二項中「停止された遺族」を「停止された者」に改める。

第十六条の六から第十六条の八までを次のように改める。

第十六条の六 削除 第十六条の六から第十六条の八までを次に掲げるものを改める。

第十六条の七 遺族補償一時金を受けられる者が、次に掲げる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 遺族補償年金を受けることができる配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 遺族補償年金を受けることができない者であつて次に掲げるもの

イ 配偶者

ロ 労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子及び孫

ハ ロに該当しない子、父母、ロに該当しない孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 遺族補償一時金を受けるべき者の順位は、前項第一号並びに第二号イ、ロ及びハの順序により、同項第一号並びに第二号ロ、ハに掲げる者のうちにおいては、それぞれ、当該第一号並びに第二号ロ及びハに掲げる順序による。

第十六条の八 遺族補償一時金の額は、給付基礎日額の三千日分(その額が三百万円に満たないときは、三百万円)とする。

第十六条の三第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。この場合において、同項中「別表第一に規定する額」とあるのは、「給付基礎日額の三千日分(その額が三百万円に満たないときは、三百万円)」と読み替えるものとする。

時介護を必要とするものに対し支給する介護料とする。

障害補償年金の額は別表第一に規定する題とし、障害補償一時金の額は別表第二に規定す

る。

介護料は、障害補償年金を受ける労働者の当該障害補償年金の百分の五十に相当する額とする。

第十六条の四第二項中「受けることができる遺族」を「受けることができる者」に改める。

第十六条の五第二項中「停止された遺族」を「停止された者」に改める。

第十六条の六 削除 第十六条の六から第十六条の八までを次に掲げるものを改める。

第十六条の七 遺族補償一時金を受けられる者が、次に掲げる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 遺族補償年金を受けることができる配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 遺族補償年金を受けることができない者であつて次に掲げるもの

イ 配偶者

ロ 労働者の死亡の当時その収入によつて生

計を維持していた子及び孫

ハ ロに該当しない子、父母、ロに該当しない孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 遺族補償一時金を受けるべき者の順位は、前

項第一号並びに第二号イ、ロ及びハの順序によ

り、同項第一号並びに第二号ロ、ハに掲げる者

のうちにおいては、それぞれ、当該第一号並び

に第二号ロ及びハに掲げる順序による。

第十六条の八 遺族補償一時金の額は、給付基礎

日額の三千日分(その額が三百万円に満たない

ときは、三百万円)とする。

第十六条の三第二項の規定は、遺族補償一時

金の額について準用する。この場合において、

同項中「別表第一に規定する額」とあるのは、「

給付基礎日額の三千日分(その額が三百万円

に満たないときは、三百万円)」と読み替えるも

のとする。



一、労働者災害補償保険法改正に関する請願  
(第二二四九号) (第二二四九号) (第二二七五号)  
二六九二号) (第二六九三号) (第二七五一号)  
(第二五六七号) (第二六五八号) (第二六五九号)  
(第二六七八号) (第二六八八号) (第二六八九号) (第二六九〇号) (第二六九一号) (第二六五  
五号) (第二六五五号) (第二六五六号) (第二  
四号) (第二六五三号) (第二六五二号)  
一、保母の待遇改善に関する請願 (第二二三〇  
一号) (第二七四二号)  
一、クリーニング業法の一部改正に関する請願  
(第二二六一号) (第二二五四号) (第二五五  
五号) (第二五九四号)

一、ソ連長期抑留者補償に関する請願（第二四五五号）

二、原爆被害者援護法制定に関する請願（第二四三五号）（第二四三六号）（第二四六一号）

三、原爆被害者援護に関する請願（第二五三六号）（第二五五四号）

四、原爆被害者援護法制定に関する請願（第二六〇三号）（第二六〇四号）

五、日雇健康保険の廃止反対等に関する請願（第二六一一号）

六、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第二七三二号）

七、心臓病児者に対する医療対策等に関する請願（第二七三三号）

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二三三九号 昭和四十五年四月十日受理  
療術の開業制度復活に関する請願  
請願者 福岡市警固二ノ一城東ビル内 岩  
紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二二七一号 昭和四十五年四月十一日受理  
療術の開業制度復活に関する請願  
請願者 香川県高松市松福町一ノ二二ノ二  
紹介議員 玉置 猛夫君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二二七二号 昭和四十五年四月十一日受理  
療術の開業制度復活に関する請願(二通)  
請願者 鹿児島県川内市尾白江町三、〇九  
六ノ一 飛田健二郎外一名  
紹介議員 川上 為治君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第三四一五号 昭和四十五年四月十三日受理  
療術の開業制度復活に関する請願  
請願者 秋田市南通龜ノ町八ノ二〇 小近  
吉之輔  
紹介議員 山崎 五郎君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二四三四号 昭和四十五年四月十三日受理  
療術の開業制度復活に関する請願  
請願者 香川県觀音寺市川原町 白川晴雄  
紹介議員 玉置 猛夫君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二四六〇号 昭和四十五年四月十三日受理

療術の開業制度復活に関する請願  
　請願者 滋賀県伊香郡高月町 中村寅之助  
　紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二四七五号 昭和四十五年四月十四日受理  
療術の開業制度復活に関する請願(三通)  
　請願者 茨城県水戸市河和田町一、三二一四  
　高倉三郎外二名

紹介議員 大森 創造君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二四八八号 昭和四十五年四月十四日受理  
療術の開業制度復活に関する請願  
　請願者 香川県高松市築地町一ノ一六 白川好  
紹介議員 玉置 猛夫君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二五三四号 昭和四十五年四月十五日受理  
療術の開業制度復活に関する請願(二通)  
　請願者 山口市黄金町九ノ四 藤井達勝外二名  
紹介議員 山下 春江君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二五三五号 昭和四十五年四月十五日受理  
療術の開業制度復活に関する請願(二通)  
　請願者 秋田県本荘市花畠町九二 松岡丸子外一名  
紹介議員 山崎 五郎君  
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二一四六号 昭和四十五年四月十日受理  
駐留軍從業員の雇用安定に関する請願  
　請願者 札幌市北三条西五丁目北海道議会  
　議長 岩本政一  
紹介議員 吉田 忠三郎君

最近における米国のドル防衛政策に基づく国防費削減の一環として、昨年来、大量の人員整理が発生しており、政府において、これが離職者対策について必要な法的措置も含め、左記事項について特段の施策を講ぜられたい。	一、従業員の雇用安定を図るため、日米共同管理体制を強化し、長期的な雇用計画を明確にするここと。	二、さきに日米間で合意を見た事前通告期間の実効を確保するよう基本労務契約に規定すること。	三、離職者対策については、関係機関の連携を強化し、特に中高年齢層の再就職等を容易にするよう具体的な諸施策を講ずること。	四、特別給付金の特別措置について配慮すること。
請願者 香川県高松市今里町七〇 柳井正	請願者 幸外百五十五名	請願者 五甲玉荘内 橋本明子外六十五名	請願者 兵庫県西宮市甲子園三ノ一三ノ一	請願者 高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請
紹介議員 藤原 道子君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 渡谷 邦彦君	紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第二一四七号 昭和四十五年四月十日受理	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請
願 請願者 幸外百五十五名	願 請願者 五甲玉荘内 橋本明子外六十五名	願 請願者 兵庫県西宮市甲子園三ノ一三ノ一	願 請願者 高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	願 請願者 高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請
紹介議員 藤原 道子君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 渡谷 邦彦君	紹介議員 小平 芳平君	紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第二二三五九号 昭和四十五年四月十日受理	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請
願 請願者 吉田忠三郎君	願 請願者 山本貞夫外百四十七名	願 請願者 兵庫県西宮市甲子園三ノ一三ノ一	願 請願者 長野県諏訪市小和田南一七ノ一二	願 請願者 長野県諏訪市小和田南一七ノ一二
紹介議員 藤原 道子君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 渡谷 邦彦君	紹介議員 小平 芳平君	紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第二二六〇号 昭和四十五年四月十一日受理	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請
願 請願者 信弘外四十九名	願 請願者 札幌市北大通西八丁目 松本雄三	願 請願者 兵庫県西宮市津明綾羽町七ノ一九	願 請願者 長野市栗田三四五 矢沢政勝外二	願 請願者 長野市栗田三四五 矢沢政勝外二
紹介議員 吉田忠三郎君	紹介議員 外五百四名	紹介議員 宝来常太郎	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第二二七三〇号 昭和四十五年四月十六日受理	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請	高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請
願 請願者 北九州市門司区恒見 杉田守久外	願 請願者 名古屋市北区元柳原町一ノ九 可	願 請願者 中沢伊登子君	願 請願者 神戸市東灘区魚崎町横屋六一〇	願 請願者 神戸市東灘区魚崎町横屋六一〇
紹介議員 前川 旦君	紹介議員 沢国広	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。
第二二七四号 昭和四十五年四月十一日受理	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
願 請願者 吉田忠三郎君	願 請願者 忠由	請願者 長野市川中島町御厨一、八六九高	請願者 橋豊外千五百七十二名	請願者 橋豊外千五百七十二名
紹介議員 吉田忠三郎君	紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第二二五七号 昭和四十五年四月十五日受理	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
願 請願者 長野市川中島町御厨一、八六九高	請願者 長野市川中島町御厨一、八六九高	請願者 長野市川中島町御厨一、八六九高	請願者 長野市川中島町御厨一、八六九高	請願者 長野市川中島町御厨一、八六九高
紹介議員 前川 旦君	紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。
第二二五六号 昭和四十五年四月十五日受理	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
願 請願者 杉下弁次外十名	請願者 杉下弁次外十名	請願者 杉下弁次外十名	請願者 杉下弁次外十名	請願者 杉下弁次外十名
紹介議員 前川 旦君	紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 佐野 芳雄君	紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。
第二二三四六号 昭和四十五年四月十一日受理	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願	日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
願 請願者 長野県諏訪市小和田二二ノ一 中	請願者 長野県諏訪市小和田二二ノ一 中	請願者 長野県諏訪市小和田二二ノ一 中	請願者 長野県諏訪市小和田二二ノ一 中	請願者 長野県諏訪市小和田二二ノ一 中
紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 林 虎雄君	紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。





この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五〇三号 昭和四十五年四月十四日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 神戸市兵庫区下沢通五ノ五 薩山

一三雄

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五〇四号 昭和四十五年四月十四日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 兵庫県明石市材木町一二ノ二三

福島和夫

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 長野県諏訪市小和田二二ノ一 中

第三五五八号 昭和四十五年四月十五日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願(三通)

請願者 長野県諏訪市材木町一二ノ二三

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 杉下弁次

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 千葉県市川市北方二ノ二四ノ六

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六一四号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原東二ノ一九ノ四

近藤耕三外四十九名

第二六一五号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都墨田区平町一ノ一七ノ一〇

田村正外四十九名

第二六一六号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 千葉県松戸市和名ヶ谷五七一 川

上辰美外四十九名

第二六一七号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 石川二郎外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 ○ 大岩末治外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六一八号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都江東区北砂四ノ三七ノ一

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 関口公司外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 黒沼慶三外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 小菅昌二外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 遠田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二五号 昭和四十五年四月十六日受理

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二〇号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪四ノ五

ノ五 下川原重雄外四十九名

第二六一五号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 千葉市若狭町一六ノ三三 青田勝

近藤信一君

第二六二一號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 千葉市若狭町一六ノ三三 千葉武夫外四十九名

第二六二二號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋六ノ一〇ノ五

遠藤義雄外四十九名

第二六二三號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都品川区小山三ノ六六ノ二五

三浦富美子外四十九名

第二六二四號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町長瀬団地

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 竹田 現熙君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 関口公司外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二五号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福島市入江町一六ノ三三 青田勝

近藤信一君

第二六二六号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都墨田区下永谷町六三四 千

久礼田准外四十九名

第二六二七号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都墨田区町屋六ノ一〇

遠藤義雄外四十九名

第二六二八号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町甲二、一二〇

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二九号 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都足立区中川三ノ三ノ一四

黒沼慶三外四十九名

第二六二一號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都足立区毛呂山町長瀬団地

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二二號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 小菅昌二外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二三號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 小菅昌二外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区舟町三 細井義太郎

外四十九名

第二六二五號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区舟町三 細井義太郎

外四十九名

第二六二六號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八六六 佐

英男君

第二六二七號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 藤房子外四十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二八號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八六六 佐

英男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二九號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八六六 佐

英男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二一號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区舟町三 細井義太郎

外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区舟町三 細井義太郎

外四十九名

第二六二五號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区舟町三 細井義太郎

外四十九名

第二六二六號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八六六 佐

英男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二七號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八六六 佐

英男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二八號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八六六 佐

英男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二九號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八六六 佐

英男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六二一號 昭和四十五年四月十六日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区舟町三 細井義太郎

外四十九名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第七部

社会労働委員会会議録第十六号

昭和四十五年四月二十八日

【參議院】

二二

紹介議員 永岡 光治君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六三一号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 長野県伊那市一、五五五 細井武  
司外四十九名

紹介議員 成瀬 騰治君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六三二号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 神奈川県鎌倉市扇ヶ谷四ノ二五ノ  
一 高橋衛外四十九名

紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六三三号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 東京都中野区本町二ノ一ノ五  
原祐人外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六三四号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 長野県飯田市山本 市村彦雄外四  
十九名

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六三五号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 茨城県真壁郡関城町 田中良治外  
四十九名

紹介議員 河田 騰治君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六三六号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 大阪市阿倍野区播磨町一ノ二ノ一  
四 堀正一郎外百六十二名

紹介議員 森 元治郎君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六三七号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 須藤 五郎君

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 宮崎県延岡市高千穂通宮崎県北部  
土建労働組合内 日高安夫外四名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六九四号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 山形県酒田市本町一ノ五ノ一六  
高坂玉江外百四十九名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六九五号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 北海道北見市美芳町 吉田克世外  
二百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六九六号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 桐原 七生井沢 武夫外百九十九名  
一 次郎

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六九七号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 裕紀夫外百四十九名  
柳沢本次外二十一名

紹介議員 河田 騰治君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六九八号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 京都市福知山市北小谷ヶ丘 西川  
柳沢本次外二十六名

紹介議員 河田 騰治君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六九九号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 京都府福知山市北小谷ヶ丘 西川  
柳沢本次外二十六名

紹介議員 河田 騰治君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二七〇〇号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 福岡県鞍手郡小竹町新多 佐藤儀  
明外二百九十九名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二七一二号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 京都市南区大宮通八条東入ル下ル  
東寺東門前町六、三一四 大橋房

紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二七二三号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 岩手県下閉伊郡山田町船越一四ノ  
八ノ三三八 近藤大助外二十六名

紹介議員 増田 盛君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二七二四号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 兵庫県城崎郡竹野町轟三四〇 仲  
井源八外八十二名

紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二七二五号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 岡山県阿哲郡大佐町大字小阪部  
一、五〇九大佐町長 綱島高治郎  
外十七名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二七二六号 昭和四十五年四月十六日受理  
労働者災害補償保険法改正に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三二号 昭和四十五年四月十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 岡山県真庭郡新庄村二、一七八ノ  
一 佐藤峯一郎外二十六名

紹介議員 小枝 一雄君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三三号 昭和四十五年四月十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 堀本 宜実君  
八七 山下幸雄外二十六名

紹介議員 増田 盛君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三四号 昭和四十五年四月十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 岩手県下閉伊郡山田町船越一四ノ  
八ノ三三八 近藤大助外二十六名

紹介議員 増田 盛君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三五号 昭和四十五年四月十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 兵庫県城崎郡竹野町轟三四〇 仲  
井源八外八十二名

紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三六号 昭和四十五年四月十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(二  
通)

紹介議員 丸茂 重貞君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三七号 昭和四十五年四月十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 群馬県群馬郡箕郷町西明屋二五九  
柳沢本次外二十六名

紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三八号 昭和四十五年四月十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 兵庫県城崎郡竹野町轟三四〇 仲  
井源八外八十二名

紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二三九号 昭和四十五年四月十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四〇号 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四一號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四二號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四三號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四四號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二二四五號 昭和四十五年四月十三日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町  
長 塩津六郎外百五名

紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 青森県北津軽郡小泊村字小泊二六九 藤田啓代外二十二名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二四三八号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県岩手郡玉山村大字下田字下田

紹介議員 増田 竹田勇外二十三名

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二四三九号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(一通)

請願者 愛媛県伊予郡中山町大字栗田甲六

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二四六号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(二通)

請願者 西岡進外四十八名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二四七六号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 北海道野付郡別海村字西別市街

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二四七七号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岡山県御津郡加茂川町円城 山本

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二四八九号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 德島県阿波郡市場町大字市場字上上

野段三八六ノ二市場町長 沖津義

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

六外二十七名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二四九〇号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 兵庫県赤穂郡上郡町奥甲八九七

紹介議員 川本熟外二十七名

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一號 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 青田源太郎君

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇二號 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(通)

請願者 熊本県球磨郡相良村大字深山二五

紹介議員 高田 浩運君

ノ九相良村長 橋口勝利外二十名

請願者 愛媛県北宇和郡津島町岩松 佐々

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇三號 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 和歌山県有田郡金屋町大字吉原

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇四號 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 見町長 中村卓朗外十五名

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇五號 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内一

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇六號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井一〇

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇七號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(二通)

請願者 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内一

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇八號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井一〇

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇九號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井一〇

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一〇號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 野清外二十六名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一一號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 德島県上浮穴郡小田町大字本川乙

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一二號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 島根県那賀郡金城町大字下來原一

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一三號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 島根県那賀郡金城町大字下来原一

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一四號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井一〇

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一五號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井一〇

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一六號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井一〇

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一七號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 三五ノ一 栗作幸晴外二十五名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五〇一八號 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 林一二三外十六名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二一六一號 昭和四十五年四月十日受理  
クリーニング業法の一部改正に關する請願(三通)

請願者 熊本県八代市日奈久町鳩山三五二  
浪花屋内 浪花政行外二名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二三四號 昭和四十五年四月十日受理  
クリーニング業法の一部改正に關する請願(四通)

請願者 佐賀市城内二ノ一三ノ一八佐賀県

クリーニング環境衛生同業組合理

事長 大石吉郎外三名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二五五號 昭和四十五年四月十五日受理  
クリーニング業法の一部改正に關する請願(三通)

請願者 福井県武生市蓬萊町二七福井県ク  
リーニング武生支部内 藤沢平二  
郎外二名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二五九四號 昭和四十五年四月十六日受理  
クリーニング業法の一部改正に關する請願(四通)

請願者 秋田県鹿角郡花輪町上花輪秋田県

クリーニング環境衛生同業組合鹿  
角支部内 勝山寅太郎外三名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二三〇號 昭和四十五年四月十日受理  
保母の待遇改善に關する請願

請願者 神奈川県高座郡座間町座間入谷  
三、五八三 柳瀬勢子外五百三十  
紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四一一号と同じである。

第二四三五號 昭和四十五年四月十三日受理  
ソ連長期抑留者補償に關する請願(十通)

請願者 有市郎外九名

紹介議員 平島 敏夫君

終戦後ソ連に不法抑留され、その後國際法慣行に反し、囚人として長期にわたり重労働を強制された引揚者並びにその遺族に対し、その肉体的、精神的並びに經濟的損害につき、国が補償するよう善処されたい。

#### 理由

ソ連長期抑留者が受けた各種損害はまことにじん大である。しかわれわれは、日本の復興を考え、帰還以来十年、いつさいの要求をさしひかえてきたのであるが、近年わが國力の驚異的發展、国民生活の向上、また政府の行なつた各種戦争犠牲者の援護が実施されているにかかわらず、國に代わつて犠牲をいられたソ連長期抑留者に対し、なんら補償の施策が講ぜられないのは、國民思想の立場からも、また人道的立場からも遺憾であり、片手落ちである。われわれの不幸はソ連の不法にはじまるが、日ソ共同宣言によつてわれわれ個人の対ソ賠償要求のみちはとざされている。

第二四三六號 昭和四十五年四月十三日受理  
ソ連長期抑留者補償に關する請願(二十二通)

請願者 小倉 健外二十一名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二四三五号と同じである。

第二五五四號 昭和四十五年四月十五日受理  
原爆被害者援護に關する請願

請願者 大阪市西成区松田町一ノ五二 山

本才治外六十名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六〇三號 昭和四十五年四月十六日受理  
原爆被害者援護法制定に關する請願

請願者 広島県安芸郡海田町東昭和町六五  
〇ノ七 久保田泰司外三百名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六一號 昭和四十五年四月十六日受理  
原爆被爆後すでに二十四年余を経過したが、原爆の脅威と「病氣と貧困の悪循環」は今なお多く

原爆被爆後すでに二十四年余を経過したが、原爆の脅威と「病氣と貧困の悪循環」は今なお多く現実を要求する。

一、国と資本家の負担で、日雇健保制度を安定、

原爆被害者援護に關する請願

請願者 大阪市北区東寺町二二 藤川豊子

紹介議員 中山 太郎君

外六十八名

原爆被爆国日本という呼び名にもかかわらず、被

害者の大多数が放置されている現状を一日も早く是正するため、國家保障の精神に立つ、戦傷病者

戦没者遺族等援護法に準ずる原子爆弾被爆者援護

法の制定を切望するものであるが、それに向かつての着実な前進のためにも、左記事項を早急に実

現するよう、原子爆弾被爆者に対する特別措置に

関する法律の一部改正を図られたい。

一、健康手当を全被爆者に支給すること。該

当疾病的範囲を拡大し、年齢制限、所得制限を

撤廃すること。

二、遭族年金を支給すること。そのため死没者

調査を含む調査を実施すること。

三、ケロイド・小頭症患者に障害年金を支給する

こと。

四、医療審議会を援護審議会に改め、被爆者の

援護に対する施策を前進させるための審議会申

を行なわせること。審議会には、現場の医療担

当者、被爆者代表を含めること。

五、検査、治療のための交通費、旅費の支給。

六、指定医療機関の増加。

七、認定制度の廃止(すべての被爆者に完全無料

の医療給付を行ない、入・通院患者に對して医

療手当を支給すること)。

八、特別な治療方法の採用(温泉治療、はり、き

ゅう等)。

九、原爆後障害症治療・研究機関の拡充。

十、援護給付金の支給(遭族年金、弔慰金、障害

年金、保健手当、特別援護手当等)。

十一、福祉施設の設置と相談事業職業補導の実施。

十二、所得税の減免措置。

十三、援護法運用のための民主的審議機関の設

置。

行「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律」を改

正し、原爆被害を補償し、被爆者の医療と生活を

保障する原爆被害者援護法を制定し、左記事項を

実現されたい。

一、被爆者に対する無料医療の実施。

二、すべての被爆者に対する特別被爆者健康手帳

の交付。

三、被爆者健康手帳交付の範囲拡大(被爆一世、

ビキニ水爆被害者)

四、健康診断の改善。

五、検査、治療のための交通費、旅費の支給。

六、指定医療機関の増加。

七、認定制度の廃止(すべての被爆者に完全無料

の医療給付を行ない、入・通院患者に對して医

療手当を支給すること)。

八、特別な治療方法の採用(温泉治療、はり、き

ゅう等)。

九、原爆後障害症治療・研究機関の拡充。

十、援護給付金の支給(遭族年金、弔慰金、障害

年金、保健手当、特別援護手当等)。

十一、福祉施設の設置と相談事業職業補導の実施。

十二、所得税の減免措置。

十三、援護法運用のための民主的審議機関の設

置。

第二六〇四號 昭和四十五年四月十六日受理  
原爆被爆者援護法制定に關する請願(二通)

請願者 広島県安芸郡江田島町切串 平野

吾六外四百六十四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二六〇三号と同じである。

第二六一號 昭和四十五年四月十六日受理  
日雇健康保険の廃止反対等に關する請願

請願者 神戸市兵庫区下三条町一一八 山

根タマ子外二十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二四三五号と同じである。

一、国と資本家の負担で、日雇健保制度を安定、



昭和四十五年五月二十一日印刷

昭和四十五年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局